

大阪薬業企業年金基金の 給付について

給付の種類

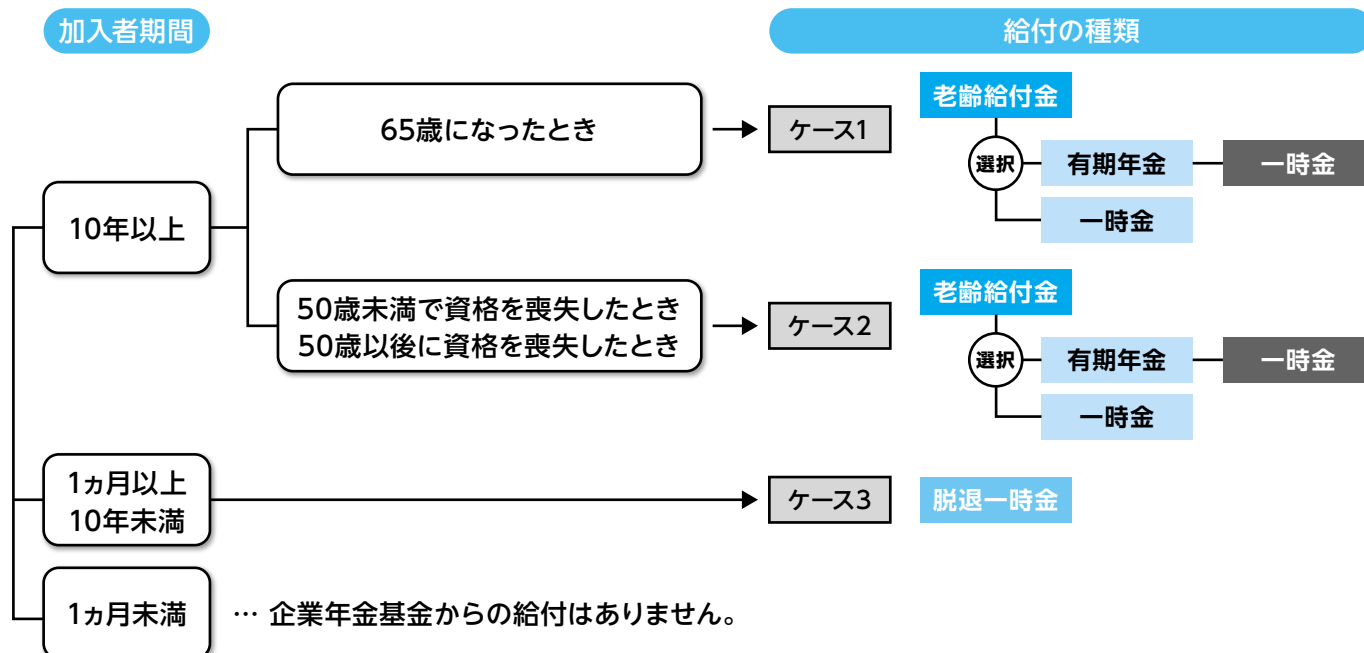
基金の給付は、
老齢給付金、脱退一時金、遺族給付金の3種類です。

給付の種類と内容

給付の種類	内容
老齢給付金	<p>加入者期間10年以上ある方が65歳に達したとき、または加入者期間10年以上ある方が50歳未満で資格を喪失した後に60歳に達したとき、または加入者期間10年以上ある方が50歳以後に資格を喪失したときに受けられる年金です。受給期間は、5年確定年金、10年確定年金、15年確定年金、20年確定年金のいずれかを選択することができます。</p> <p>また、老齢給付金を一時金として受け取ることができます。そして、10年以上の確定年金を選択した場合、老齢給付金を受け始めて5年を経過すれば一時金として受け取ることもできます。なお一時金の受け取り割合を100%または50%のいずれかを選択することもできます。</p> <p>老齢給付金は70歳まで繰り下げることができます。</p>
脱退一時金	<p>加入者期間1ヵ月以上10年未満で資格を喪失したとき（死亡による資格喪失の場合は遺族一時金）、または65歳未満で加入者期間が10年以上で資格を喪失したときに受けられる一時金です。</p> <p>なお、脱退一時金は要件により、繰り下げで受け取ることもできます。</p>
遺族給付金	<p>加入者期間が1ヵ月以上ある方が死亡したとき、または老齢給付金を受けている方が死亡したとき等にご遺族に支払われる一時金です。</p>

受けられる給付を調べてみましょう

加入者期間や資格喪失時の年齢によって、
基金から受けられる給付が異なります。



老齢給付金、脱退一時金の受け取り方

基金から受けられる給付を加入者期間等、
ケースごとに概観してみると、次のようになります。

